様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市自治会あて広報物仕分け等業務
仕　様　内　容	毎月、自治会あての広報物（送り状・チラシ・ポスター）を各自治会広報担当者ごとに必要枚数を仕分けし、封入封緘、梱包又は箱詰めし、委託者が指定する郵便局に差し出す。
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　13　日
契約相手方の名称及び所在地	社会福祉法人鴻沼福祉会 埼玉県さいたま市中央区円阿弥1－3－15
契　約　金　額	950,950円
契約相手方の決　定　理　由	本市においては「さいたま市障害者優先調達推進方針」を策定し、障害者就労施設等から優先調達の推進に努めていることから、特定随意契約を行うこととし、二者より見積を徴収した結果、一者より辞退届が提出されたため、上記に記載した契約相手方と契約した。
所　管　課　名	市民局　市民生活部　コミュニティ推進課

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立三つ和会館夜間管理業務
仕　様　内　容	さいたま市大宮区三橋3丁目52番地内（さいたま市立三つ和会館）の休日・夜間における下記管理業務 （1）事務所窓口及び来館者の対応 （2）物品の管理 （3）日誌による連絡事項の伝達 （4）空調設備の電源管理 （5）ガス器具の管理・確認 （6）電気の消灯及び戸締り（鍵開閉） （7）夜間警備機器のセット （8）拾得物・遺失物の管理・記録 （9）翌日の活動予定掲示及び利用報告書用意
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　27　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	1,464,332円
契約相手方の決　定　理　由	本業務は、人権政策の推進、地域交流の拠点である三つ和会館における夜間、休日における会館管理を行う業務であるため、知識と経験を有する高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	市民局　市民生活部　人権政策・男女共同参画課

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	（放置自転車対策等業務）さいたま市浦和駅東口駅前市民広場管理業務委託
仕　様　内　容	①毎日午前7時00分から正午までの間と、午後3時00分から午後6時00分までの間、市民広場への自転車の駐輪、原動機付自転車・自動二輪車の駐車等を防止するための監視 ②駐輪、駐車しようとする者への口頭による注意 ③作業員の指示に従わない駐輪、駐車についての関係機関への連絡 ④駐輪、駐車した者に対する、駐輪、駐車禁止区域であるとの口頭による説明 ⑤浦和駅東口駅前市民広場要綱の禁止行為に対する注意・説明、関係機関への連絡など
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　24　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	3,635,603円
契約相手方の決　定　理　由	本業務は、浦和駅東口駅前市民広場内への自転車放置その他市民広場要綱に定める禁止行為に対する監視と注意喚起を主たる業務としています。 そこで、高年齢者が長年培ってきた知識や経験を活かして当該行為者等に接することにより効果的に対処することができ、また、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	市民局　市民生活部　市民協働推進課

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市ひかり会館夜間管理業務
仕　様　内　容	さいたま市ひかり会館にて通夜開式時の午後4時45分から午後9時15分まで、会葬者の案内等(電話対応を含む)、電気、空調設備操作、施錠等の夜間管理業務を行う。
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　31　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	1,222,502円
契約相手方の決定理由	本業務は、ひかり会館にて通夜開式時の午後4時45分から午後9時15分まで、会葬者の場所案内等（電話対応を含む）、電気、空調設備操作、施錠等の夜間管理業務を委託するものです。 葬祭業務の特殊性と、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	保健衛生局　保健部　思い出の里市営霊園事務所　ひかり会館

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市大宮南部浄化センター庭園管理業務
仕　様　内　容	大宮南部浄化センター併設の環境学習施設・みぬま見聞館及び敷地内の自然庭園の管理業務 期間内の土曜日、日曜日、祝日(年末年始と毎月第4土曜日及び基幹改良工事の全館停電期間を除く98日)の8時30分から17時15分まで、来館者の対応、施設内清掃、自然庭園の管理及び緊急時(災害、火災等)の臨機の措置などの業務を行う。
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　24　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	1,916,200円
契約相手方の決　定　理　由	上記公益社団法人は、さいたま市が設立した公益社団法人で利益を追求する団体ではなく、市の施設管理に対して実績があり、高年齢者への就業機会を確保する観点を鑑み、効果的かつ効率的に業務を履行が可能であるので随意契約とした。
所　管　課　名	環境局　施設部　大宮南部浄化センター

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市北浦和インフォメーションセンター清掃業務
仕　様　内　容	北浦和インフォメーションセンターの日常清掃及び特別清掃業務 特別清掃内訳 床面洗浄ワックス塗布（4回／年） 窓ガラス・サッシ清掃（4回／年） 植栽管理（剪定・消毒）（2回／年） 壁清掃（1回／年） 照明器具清掃（1回／年） エアコンフィルター清掃（1回／年） 屋上部分及びトイレ屋根部分清掃（1回／年） 執務室内における電球等交換作業（4回以内／年） 延床面積：376．01平方メートル
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　27　日
契約相手方の名称及び所在地	社会福祉法人うらわ学園 埼玉県さいたま市浦和区領家1－5－20
契　約　金　額	1,190,203円
契約相手方の決　定　理　由	本業務は、北浦和インフォメーションセンターの清掃業務であり、施設等の清掃業務は、「令和6年度さいたま市障害者優先調達推進方針」に基づく障害者就労施設等からの優先調達対象品目に指定されていることから、特定随意契約対象者名簿登載者のうち、本施設の近隣に位置し、清掃及び植栽選定を履行可能な当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	経済局　商工観光部　労働政策課

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市人権教育集会所時間外管理業務
仕　様　内　容	さいたま市立五反田会館及びさいたま市立鹿室南集所の集会所職員不在時の開館時における管理運営及び緊急時の対応に留意し、その業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　31　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	1,489,200円
契約相手方の決　定　理　由	本業務は、年度当初から委託する施設管理業務であり、高齢者の雇用促進を考慮するとともに、効率かつ安定した管理運営を図るために、上記業者を選考することとしたい。
所　管　課　名	教育委員会事務局　生涯学習部　人権教育推進室

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	見沼通船堀休憩施設管理業務
仕　様　内　容	見沼通船堀休憩施設の開錠・施錠を含む管理及び周辺の見回り等の業務 年末年始を除く毎日（年末年始（12月29日から翌1月3日まで）） 履行場所:さいたま市緑区大字下山口新田地内外
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　26　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	1,164,423円
契約相手方の決　定　理　由	本業務は、休憩施設の開錠・施錠及び周辺の見回りといった簡易な定期的業務であるため、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	教育委員会事務局　生涯学習部　文化財保護課

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立生涯学習総合センター時間外管理業務
仕　様　内　容	生涯学習総合センターの管理業務 平日・土曜　午後5時15分から午後9時45分まで 日・祝日　午前8時30分から午後9時45分まで
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　17　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	2,457,100円
契約相手方の決　定　理　由	本業務は、公民館における窓口対応等軽易な業務であるため、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	教育委員会　生涯学習部　生涯学習総合センター

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立指扇公民館外3館時間外管理業務
仕　様　内　容	さいたま市立指扇公民館外3館について、管理を円滑に行うため次の業務を行う。 (1)事務所窓口及び来館者の対応並びに電話対応 (2)さいたま市公共施設予約システムにおける管理端末の操作及び施設予約端末の操作補助 (3)物品の管理 (4)日誌による連絡事項の伝達 (5)空調設備の電源管理 (6)ガス器具の確認 (7)照明の電源管理及び戸締り (8)機械警備のセット及び解除 (9)拾得物、遺失物の管理、記録 (10)館内の安全確保 (11)危機事案発生時の対応 (12)その他、社会通念上、当該業務に含まれると考えられる業務
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　7　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	10,165,944円
契約相手方の決　定　理　由	本業務は、公民館における軽易な業務であるため、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	教育委員会事務局　生涯学習部生涯学習総合センター　指扇公民館

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立桜木公民館外6館時間外管理業務
仕　様　内　容	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの、さいたま市立桜木公民館外6館の時間外業務（夜間及び土日休日の公民館管理運営業務）
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　13　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	17,869,824円
契約相手方の決　定　理　由	本業務は公民館における軽易な業務であるため、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	教育委員会　生涯学習部生涯学習総合センター　桜木公民館

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立大砂土東公民館外3館時間外管理業務
仕　様　内　容	さいたま市立大砂土東公民館、片柳公民館、七里公民館、春岡公民館の職員勤務時間外等の職員不在時に公民館の受付、窓口等の管理業務を行うものです。
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　21　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	9,986,005円
契約相手方の決　定　理　由	本業務は、公民館における軽易な業務であり、高齢者への就業機会を確保する観点から市内在住の高齢者への就業機会を継続的、組織的に行うため地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により、公益性を持つ公益社団法人さいたま市シルバー人材センターと随意契約をしました。
所　管　課　名	教育委員会　生涯学習部生涯学習総合センター　大砂土東公民館

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立鈴谷公民館外3館時間外管理業務
仕　様　内　容	さいたま市職員が退館後等、職員不在時のさいたま市立鈴谷公民館外3館の公民館管理業務
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　21　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	11,354,784円
契約相手方の決　定　理　由	本業務は、公民館における窓口対応等簡易な業務であるため、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	教育委員会　生涯学習総合センター　鈴谷公民館

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立岩槻本丸公民館外4館時間外管理業務
仕　様　内　容	さいたま市立岩槻本丸公民館、岩槻本町公民館、岩槻南部公民館、岩槻北部公民館、岩槻城址公民館の職員勤務時間外等の職員不在時に公民館の受付、窓口等の管理業務を行うものです。
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　12　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	12,901,020円
契約相手方の決　定　理　由	本業務は、公民館における軽易な業務であるため、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	教育委員会　生涯学習部生涯学習総合センター　岩槻本丸公民館

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立岩槻本丸公民館視聴覚ホール管理運営業務
仕　様　内　容	さいたま市立岩槻本丸公民館（岩槻区本丸3－17－1）付属施設である視聴覚ホールにおいて開催されるイベント等における音響設備機器等の操作、管理運営業務を行うものです。
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　12　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	2,047,584円
契約相手方の決　定　理　由	本業務は、公民館における軽易な業務であり、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	教育委員会　生涯学習部生涯学習総合センター　岩槻本丸公民館